

## 2019年度 給付大学奨学生募集要項

【別紙1】

### 1. 奨学生の種類

給付大学奨学生

### 2. 応募者資格

- ・経済的理由により学資金の支弁が困難であると認められ、次の各号のすべてに該当する者

(1) 和歌山県の公立高校の第三学年に在籍し、2019年3月高校卒業見込みで、卒業後は国公立大学への進学を希望する者

(2) 高い志を持ち、学業に優れ、品行が正しく、かつ、健康である者

### 3. 募集人数

- ・10名

### 4. 給付月額

- ・奨学金の給付月額は、50,000円です

### 5. 給付期間

- ・2019年4月から、その者の在学する学校の最短修業年限の終期まで48ヶ月間です

### 6. 給付方法

- ・奨学生が届け出た預貯金取扱金融機関（外国銀行を除く）に設けた奨学生名義の預金口座に、毎月1ヶ月分ずつ振込む方法により給付します

### 7. 誓約書の提出

- ・奨学生の父母兄弟又は、伯（叔）父、伯（叔）母等の中から1名を保護者として、採用時に奨学生と保護者の連名で誓約書を提出してもらいます

### 8. 生活状況報告書の提出

- ・奨学生は当財団が通知する所定の期日に年2回、生活状況報告書（当財団所定のもの）を当財団に提出してもらいます

### 9. 奨学金の停止及び打ち切り

- ・次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の給付を停止又は打切ることがあります

(1) 申請書類に不正、虚偽記載があったとき

(2) 退学、休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき

(3) 停学その他の処分を受けたとき

(4) 報告書類の提出を理由無く怠ったとき

(5) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適正でないとき

(6) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき

(7) その他奨学金を要しない理由が生じたとき

### 10. 奨学金の返還

- ・奨学金は、当財団が前項の理由により奨学金の給付を打ち切り、かつ返還を求めた場合を除き、返還の必要はありません

### 11. 申込書類

- ・次の書類を提出していただきます

(1) 給付大学奨学生 申請書（当財団所定のもの）

(2) 給付大学奨学生 推薦書（当財団所定のもの）

(3) 本人の属する家族全員の住民票

(4) 確定申告書（前年分）又は課税（所得）証明書（前年度分）

### 12. 申込期間

- ・2018年12月31日までに学校長を通じてお申し込み下さい

### 13. 選考

- ・当財団の選考委員会にて評価基準に基づき書類選考を行い、2019年1月下旬迄に書類選考の可否を通知します

- ・書類選考合格者には同年2月中旬に選考面接を実施します

### 14. 採否

- ・選考面接を経て内定者には2019年2月中旬に本人及び学校長宛に通知します

- ・その後理事会の決議、及び応募者の国公立大学への合格を経て、3月末に採用決定となります

- ・なお、選考に漏れた方には応募書類（願書を除く）を返却します

### 15. お申込み及びお問合せ先

- ・〒640-8137 和歌山市吹上2丁目1番22号 和歌山県日赤会館ビル8階

公益財団法人 トランスコスモス財団

Tel. 073-433-9140